

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
慶 弔 規 程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）内における慶弔に関する取扱いについて、基準を定めることを目的とする。

(適用範囲)

この規程の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本会の役職員（理事、監事及び職員）
- (2) 評議員並びに本会関係者として会長から委嘱された上記以外のもの
- (3) 第1号、第2号のものの配偶者及び一親等親族
- (4) その他、会長が必要と認めるもの

(慶弔金及び見舞金)

第3条 慶弔金及び見舞金は、次の各号に該当するとき贈るものとする。

(1) 慶祝金

- ア 本人の結婚（第2条第1号、第2号） 5,000円
- イ 叙位叙勲による慶事（第2条第1号、第2号） 5,000円

(2) 弔慰金

- ア 業務上死亡したとき（第2条第1号、第2号） 30,000円及び花環一基
- イ 死亡したとき（第2条第1号、第2号） 10,000円及び花環一基
- ウ 死亡したとき（第2条第3号） 5,000円

(3) 傷病見舞金

- ア 業務上傷病したとき（第2条第1号、第2号） 10,000円
- イ 2週間以上の入院を要する傷病にかかったとき（第2条第1号、第2号）
5,000円

(4) 災害見舞金

- ア 家屋の全焼、全壊、流失 20,000円
- イ 家屋の半焼、半壊 10,000円

(弔慰)

第4条 前項の規定により弔慰金を贈る場合は、会長又は副会長が本会を代表し、葬儀等に参列し弔慰を表すものとする。

(補則)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。